

2 (7) 公判審理の傍聴

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化
(2(7) 公判審理の傍聴)

考えられる方策

公判審理の傍聴について、

【A案】オンラインの方法により行うことができるものとする。

【B案】措置を講じない。

【検討課題】

1 オンラインによる公判審理の傍聴

○ 必要性

- ・ どのような事件，どのような対象者について，どのような必要性があるか。

○ 相当性

- ・ どのような弊害が考えられるか。
- ・ 弊害が生じないために，どのような方策が採り得るか。

2 その他

【関連条文】

○ 日本国憲法（昭和21年憲法）

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第二百十五条 公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）

第二条 刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。

○ 裁判所傍聴規則（昭和27年最高裁判所規則第21号）

第一条 裁判長又は一人の裁判官(以下「裁判長」という。)は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

- 一 傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと。
- 二 裁判所職員に傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他法廷において所持するのを相当でないと思料する物の持込みを禁じさせること。
- 三 前号の処置に従わない者、児童、相当な衣服を着用しない者及び法廷において裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げ又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の入廷を禁ずること。

第二条 傍聴人は、入廷又は退廷に際し、裁判長の命令及び裁判長の命を受けた裁判所職員の指示に従わなければならない。

第三条 傍聴人は、法廷において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 静粛を旨とし、けん騒にわたる行為をしないこと。
- 二 不体裁な行状をしないこと。
- 三 みだりに自席を離れないこと。
- 四 裁判長の命ずること及び裁判長の命を受けた裁判所職員の指示することに従うこと。